

# 大阪府後援名義使用承認に関する取り決め

## (目的)

第1 この取り決めは、枚方土木事務所が、地域の住民グループ、団体又は組織が企画及び実施する行事に対して、大阪府の後援名義使用の承認に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (使用承認の基準)

第2 以下の基準を満たす行事に対して、大阪府の後援名義の使用を承認する。

### (1) 主催者

主催者の存在及び基礎が明確で、担当者との連絡が容易に取れる状況にあり、かつ行事執行能力が十分であると判断できる団体等であって、次の各号のいずれかに該当すること。

- ① 公共的な団体またはこれに準ずる団体等であって、政治又は宗教に係わるものでないこと。
- ② 地域の魅力及び活力の向上に寄与した実績のある団体等であること。

### (2) 行事の目的

行事の目的が次の各号のいずれかに該当すること。

- ① 地域の魅力及び活力の向上に寄与するもの。
- ② 道路、公園及び河川等の公共施設の適切な利活用の普及に貢献するもの。

### (3) 行事内容

次の各号に該当する行事であって、後援名義の使用承認を行うことが適当と認めるものであること。

- ① 原則として枚方土木事務所管内(北河内地域)で開催される行事であること。
- ② 公益性があること。
- ③ 実施場所の使用許可を受けている等、開催に必要な法的手続きが確実に行われているものであること。
- ④ 地域の参加を促し、イベントの周知及び運営方法についても積極的に府民に情報発信を行っていること。
- ⑤ 府民が自由に参加できる行事であること。
- ⑥ 参加対象者又は行事の効果が広範にわたり、かつ特定の団体の振興を図るものではないこと。
- ⑦ 政治的又は宗教的な普及・宣伝に利用されていると受け取られる内容でないこと。
- ⑧ 営利目的でないこと。また、行事の中でいかなる目的でも資金集めをしないこと。
- ⑨ 暴力団を利するものでなく、かつ主催者及び関係者が暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

### (4) その他

次の各号に該当すること。

- ① 可能な限り入場料、参加料を徴収しないこと。やむを得なく徴収する必要がある場合は参加者に過度の負担とならない額であること。
- ② 金品の寄附、援助又は行事参加等を強要していないこと。
- ③ 過去に後援名義使用承認条件に違反したことがないこと。

(使用承認の手続き等)

第3 後援名義使用に関する以下の手続きについては、後援名義使用を希望する主催者から、別紙様式の書面の提出により行う。なお、承認の可否については前条の規定による審査をした上、主催者あて文書で通知する。使用承認にあたっては必要な条件を付して承認する。

(1) 使用承認

決裁等に必要期間を考慮し、事前に申請書(様式第1-1号)を提出させるものとする。

また、あわせて前項上段第2(使用承認の基準)を満たしているかを確認するための後援名義使用承認申請内容確認表(様式第1-2号)、主催団体に関する書類、行事の内容を明らかにする書類、収支予算書及びその他必要書を添付させること。

(2) 変更

行事の変更がある場合は、あらかじめ変更申請書(様式第2号)を提出させるものとする。ただし、枚方土木事務所が軽微な変更であると認めるときは、この限りでない。

(3) 中止

行事を中止する場合は、理由を添えて速やかに中止報告書(様式第4号)を提出させるものとする。

(4) 報告

行事の終了後、1か月以内に資料等を添えて、その結果について報告書(様式第3号)を提出させるものとする。

(承認の取消し)

第4 承認に係る主催者又は行事の内容が承認基準に適合しなくなり、又は承認に付した条件に違反したと認めるときは、当該承認を取り消すことがある。

(周知)

第5 使用承認に関する手続き方法については、大阪府のホームページに掲載し広く周知する。

(担当グループ)

第6 この取り決めにある事務の担当は以下のとおりとする。

- (1) この取り決めと取り扱いに関する事務は、地域支援・企画課 地域支援・防災グループが担当する。

- (2) 各行事の承認に関する事務は、行事の目的等に関係するグループが担当する。

(その他)

第7 この取り決めにより判断できない場合は、その都度検討することとし、必要あればこの取り決めを修正する。

(施行期日)

この取り決めは、平成 **23** 年6月24日より運用する。

この取り決めは、平成 **27** 年 **11** 月 **2** 日より運用する。